

# 第 3 回 定 例 会

## 令 和 4 年 度 予 算 案 関 係 資 料

茨 城 県

# 目 次

I	令和4年第3回県議会定例会提出議案等一覧	( 1 )
II	令和4年度9月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	( 2 )
	2 補正予算の規模	( 2 )
	3 主な事業	( 3 )
	4 繰越明許費	( 4 )
	5 債務負担行為	( 4 )
	6 一般会計補正予算款別内訳 (歳入)	(1 2)
	7 一般会計補正予算款別内訳 (歳出)	(1 3)
	8 特別会計補正予算	(1 4)
	9 企業会計補正予算	(1 4)
III	債務負担行為一覧	(1 5)
IV	条例その他の議案の概要	(1 7)
V	報告事項	(2 1)

---

予 算 4 件 (一般会計 1 件 特別会計 3 件)

条例その他 1 1 件 (条 例 3 件 その他 8 件)

報 告 1 件 (専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

## I 令和4年第3回県議会定例会提出議案等一覧

### (予 算)

- 1 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第4号）
- 2 令和4年度茨城県立医療大学附属病院特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

### (条例その他)

- 1 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 土浦市とかすみがうら市との境界変更について
- 5 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 6 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 7 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 8 工事請負契約の変更について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その1））
- 9 工事請負契約の変更について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その2））
- 10 和解について
- 11 権利の放棄について

### (報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

## 令和4年度9月補正予算案の概要

### 1 基本的な考え方

コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応として、低所得の子育て世帯への支援や飼料・肥料高騰に直面する農業者への支援を行うほか、防犯対策の強化、社会資本の整備など、県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

### 2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A+B
一般会計	1, 293, 408	11, 775	1, 305, 183
特別会計	464, 081	34	464, 115
企業会計	125, 442	—	125, 442
合計	1, 882, 931	11, 809	1, 894, 740

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。

#### <参考> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	186, 665	4, 234	190, 899

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

### 3 主な事業

(単位：百万円)

注) 事業名の後ろに ※ を付したものは新型コロナウイルス感染症対策予算

(1) コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策	5, 419
【茨城県立医療大学付属病院特別会計含み	5, 453】
① 生活者への支援	2, 714
新 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業 ※ (低所得の子育て世帯に対する県独自の支援金の交付)	2, 698
新 学校給食等物価高騰対策事業 ※ (県立学校における給食等の食材高騰分に対する支援)	16
② 事業者への支援	1, 533
新 飼料価格高騰緊急対策事業 ※ (配合飼料価格安定制度生産者積立金の増額分及び自給飼料の生産拡大のための取組に対する支援)	326
新 資源循環型農業構造転換緊急対策事業 ※ (化学肥料を削減し、たい肥等の活用を図るために必要な機器整備等に対する支援)	169
・ 儲かる産地支援事業 ※ (省エネルギー・省施肥化等を図るための機器整備に対する支援)	156
新 販売スタイル転換型農業チャレンジ事業 ※ (市場出荷・量産型経営スタイルからの脱却を図るための新たな販売方法の導入等に対する支援)	24
・ 農産園芸共同利用施設整備事業 (県内小麦産地の生産基盤強化を図るための機器整備等に対する支援)	14
新 体験型観光促進事業 ※ (旅行割引支援事業と組み合わせた、体験観光チケットの配布等)	132
・ いばらきエネルギーシフト促進事業 ※ (再生可能エネルギーの導入のための設備整備を行う事業者への支援)	713
③ その他	1, 172
【茨城県立医療大学付属病院特別会計含み	1, 206】
・ 県有施設電気料金等高騰対応関連事業 【茨城県立医療大学付属病院特別会計含み	1, 172 1, 206】
(電気料金等の高騰に対応した県有施設の光熱水費の補正)	

(2) 県政の課題等への対応	7 1
新 防犯対策強化事業	1 6
(地域の防犯力強化のための運送事業者等と連携した監視強化キャンペーンの実施)	
新 観光施設民間活力導入検討事業	2 2
(伊師浜国民休養地等の魅力向上に向けたマーケットサウンディング調査の実施)	
・ いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業	1 0
(企業版ふるさと納税を活用した、高校生対象の e スポーツ大会等の開催)	
新 スマート農畜産業促進関連事業	4
(スマート機械を導入する農業、畜産業者に対する支援)	
新 米平公共育成牧場災害復旧費	1 8
(6月の降雨で被災した米平公共育成牧場の法面崩壊箇所の復旧)	
新 児童福祉施設等災害復旧費	1
(3月の福島県沖地震で被災した児童福祉施設の災害復旧に対する補助)	

(3) 社会資本の整備	6, 2 8 5
・ 国補公共事業	5, 3 5 4
(国内示増に伴う幹線道路や防潮堤等の整備)	
・ 県単公共事業	9 3 1
(資材高騰及び緊急修繕箇所の追加に対応した増額補正)	

#### 4 繰越明許費

(単位：百万円)

区 分	金 額
一般会計	3 1, 5 0 3
特別会計	2, 3 8 9

#### 5 債務負担行為

- ・ 来年度の公共工事の平準化を図るもの 1 5 件 ( 4 1. 2 億円 )

## 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費（新規）

【R4.9月補正予算額 2,698百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課  
 青少年・母子福祉G（029-301-2183）

物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、本県独自に対象児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。

### 1 対象者

- ① 18歳以下の児童を養育する住民税均等割非課税の子育て世帯
- ② ①に該当しない、令和4年9月分の児童扶養手当受給世帯
- ③ 家計が急変するなど、収入が①（ひとり親は②）と同じ水準になっている世帯

※①、②に該当する児童手当・児童扶養手当受給者に対しては申請不要（プッシュ型）で支給。

### 2 給付額

児童1人当たり一律5万円

### 3 実施主体

市町村  
 （ひとり親世帯の町村分は県から支給）

### 4 給付時期

11月以降支給予定

## 学校給食等物価高騰対策事業

【R4.9月補正予算額 16百万円】

教育庁学校教育部保健体育課  
 健康教育推進室（029-301-5356）

県立学校における給食等の食材価格が高騰していることから、保護者の負担軽減を図るため、食材価格の高騰相当（増額）分を支援します。

【事業内容】 学校給食等の食材価格高騰相当額を補助

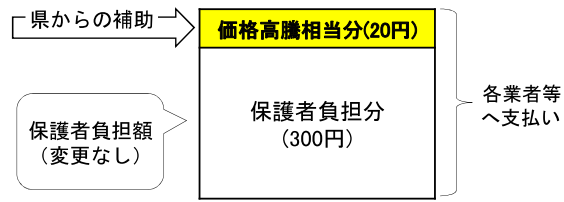
【補助対象】 学校給食または舎食を提供する県立学校（47校）

- 中学校・中等教育学校（13校）
- 特別支援学校（23校）
- 夜間定時制高等学校等（11校）

【補助率】 10/10  
 （20円/食を想定）



（例）一食あたり 300円 → 320円 に高騰した場合



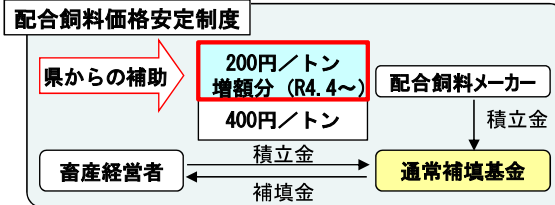
## 飼料価格高騰緊急対策事業（新規）

【R4.9月補正予算額 326百万円】

農林水産部畜産課生産振興G（029-301-3993）

飼料価格高騰における畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の増額分を補助します。また、輸入飼料から国産飼料への転換を図るため、食品残渣等の飼料化や国産飼料の生産拡大を支援します。

- 1 配合飼料価格高騰激変緩和対策事業（190百万円）  
 【事業主体】：茨城県配合飼料価格安定基金協会等  
 【事業内容】：配合飼料価格安定制度生産者積立金の増額分を補助（1トンあたり200円）



- 2 飼料国内自給化緊急対策事業（136百万円）  
 【事業主体】：①農業者を含む多様な事業者で構成される任意組合等  
 ②国産飼料の生産・活用に取り組む農業者（畜産農家、耕種農家、法人及び団体）  
 【事業内容】  
 (1) ハード事業：食品残渣の飼料化、飼料の生産拡大に係る機械の導入に対する補助（1/2以内）  
 (2) ソフト事業：食品残渣を活用した飼料化の検討に要する経費への補助（1/2以内）  
 飼料を生産する農家等の耕作面積拡大の取組に対する補助（10千円/10a）

### 養豚飼料への残渣活用



### 酪農飼料の自給化・残渣活用



## 資源循環型農業構造転換緊急対策事業（新規）

【R4.9月補正予算額 169百万円】

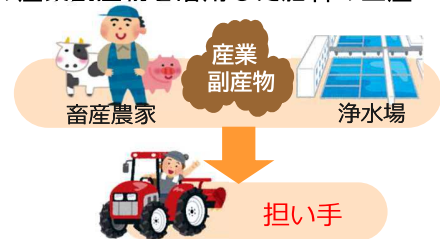
農林水産部農業技術課研究・普及G（029-301-3894）

化学肥料の使用量を低減するため、堆肥等の産業副産物を有効活用する資源循環型農業への転換の取組を支援します。

### 事業対象者

- ①堆肥等の産業副産物を由来とする肥料の使用、または②県内の産業副産物を活用した肥料の生産・使用に取り組む認定農業者等

なお、実効性のある取組となるよう以下の要件を付加  
 ・土壌診断による適正施肥 ・堆肥等の入手先の確保  
 ・堆肥中肥料成分計算ソフト「たい肥ナビ！」等の活用



### 支援内容

- (1) 機械・施設等の導入支援（62百万円）  
 堆肥等の散布機及び散布が容易な形状（ペレット等）とするための機械等の導入に対する補助（付帯設備含む・補助率1/2以内・補助上限3,000千円）  
 補助対象例：堆肥等散布用機械（マニユアスプレッター等）、堆肥等のストックヤード、副資材混和やペレット成形のための機械 等
- (2) 堆肥等の施用支援（107百万円）  
 堆肥等施用に係る経費、堆肥等の製造に必要な成分分析（補助率1/2以内・補助上限2.5千円/10a）





## 儲かる産地支援事業

【R4.9月補正予算額 156百万円】

農林水産部産地振興課露地野菜G (029-301-3950)

本県農業を持続的に発展させていくため、省エネルギー・省施肥対策や生産物の高付加価値化に資する技術等の導入による、生産体系の転換を進める取組を支援します。

### 【事業主体】

農協、農業生産法人、認定農業者等

### 【事業内容】

コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応し、本県農業を持続的に発展させていくために必要な、以下の機器・設備の整備を支援  
○省エネルギー・省施肥化等の技術を有した機械・設備  
○生産物の高付加価値化に資する技術を有した機械・設備

### 【補助率】

1/3以内

#### 対象となる整備事例

##### ヒートポンプ



燃油の使用を抑え  
効率的な温度管理！

燃油使用量  
**70%削減**

##### 畝立て同時施肥機



高精度の施肥で、  
肥料の無駄を省く！

施肥量**30%削減**  
作業能率**50%向上**



## 販売スタイル転換型農業チャレンジ事業（新規）

【R4.9月補正予算額 24百万円】

農林水産部農業政策課戦略推進G (029-301-3828)

農業者の努力により、農産物の価格を自ら決定できるような仕組みの構築に向け、新たな販売方法の導入や新商品開発などに必要な取組を支援します。

### 【事業主体】

認定農業者、法人及び団体等

### 【事業内容】

- ①自ら価格決定を行う販売方法の導入  
eコマース、直接販売、契約取引などの農業者自ら価格決定ができる新たな販売方法へのチャレンジに必要な経費
- ②差別化により農産物の価値を高め、販売価格を向上させる取組の実施  
有機栽培、ブランド力強化、6次産業化（加工事業への着手）など、差別化商品づくりへのチャレンジに必要な経費

### 【補助率】

ソフト事業 1/2以内、ハード事業 1/3以内  
(補助上限1,600千円以内)





## 農産園芸共同利用施設整備事業 (うち国産小麦産地生産性向上事業(新規))

【R4.9月補正予算額 14百万円】

農林水産部産地振興課農産・特産振興G (029-301-3921)

国際的な小麦等の供給懸念が高まる中、外国産麦から国産麦への転換を推進するため、水田に作付けされる県産麦の生産拡大に向けた団地化の推進や営農技術・機械の導入により、情勢変化の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

### 【事業主体】

農業者の組織する団体※、市町村地域農業再生協議会等  
※受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))5名以上

### 【事業内容】

小麦等の安定供給体制を緊急的に強化するため、団地化の推進、暗渠施工やドローンを用いた農薬散布などの営農技術導入、高速播種機やドローンなどの農業機械導入と併せて、作付拡大を支援。

### 【支援内容及び補助率】

- ・団地化の推進(ソフト、定額)
- ・先進的な営農技術の導入(ソフト、定額)
- ・生産拡大支援(ソフト、定額(10千円/10a))
- ・生産性向上に向けた機械・施設の導入等(ハード、1/2以内)

### 対象となる支援内容例



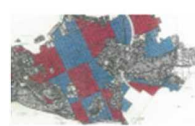
畝立て同時播種機の導入



ドローンによる広域的な  
農薬・肥料散布



技術・機械導入による  
生産拡大



作付の団地化の推進



## 体験型観光促進事業(新規)

【R4.9月補正予算額 132百万円】

営業戦略部観光物産課観光戦略G (029-301-3617)

旅行割引支援事業と組み合わせた体験観光チケットの配布により、宿泊需要を取り込むとともに、リピーター獲得に向け体験型観光の促進を図ります。

### 1 事業内容

旅行割引支援事業(「全国旅行支援」又は「いば旅あんしん割(県民割)」)を利用し、県内で宿泊した方に、リピーターとなってもらうため、県内の体験観光施設等で使用できるチケットを配布するキャンペーンを実施。

### 2 体験型観光促進キャンペーン

※総額1億円分

体験観光チケット(1人当たり)	総数
1旅行2,000円	50,000名



※チケットは1,000円券×2枚を配布

※いば旅あんしん割(県民割)と合わせて実施する場合には、宿泊旅行代金が7,000円以上の場合に配布(全国旅行支援と合わせて実施する場合は、国の支援内容の詳細が示された後に決定)

### 3 実施時期

- ・チケット配布期間:10月中旬~12月(※先着順でなくなり次第終了)
  - ・チケット有効期間:チェックアウト日の翌日~2月末
- ※感染状況等により旅行割引支援事業が停止した場合には、本事業も停止



# いばらきエネルギーシフト促進事業

【R4.9月補正予算額 713百万円】

県民生活環境部環境政策課  
地球温暖化対策G (029-301-2939)

原油価格等の高騰下において、更なる県内産業におけるエネルギーの転換を図るため、応募状況が好調であることを踏まえ、募集枠を拡充します。  
【補助金総額2,284百万円＝6月補正額1,575百万円＋今回補正額709百万円】

## ○太陽光発電設備、蓄電池の導入支援

### 【事業内容】

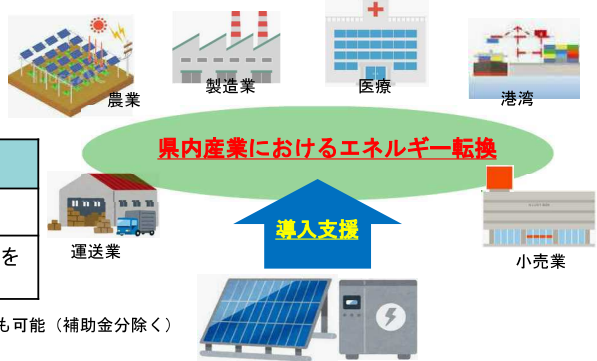
- ・事業者が、県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助
- ・再生可能エネルギーの導入促進による県内産業におけるエネルギーの転換

### 【対象】

- ・全ての業種を対象として、県内に事業所を設置（又は設置予定）している事業者

### 【対象設備】

- ・太陽光発電設備、蓄電池
- ※原則、発電した電気を自家消費すること。



設備	補助額	補助上限
太陽光	12万円/kW	1億2,000万円
蓄電池	9万円/kWh	「太陽光発電設備が8h発電する電気を蓄電できる容量」× 9万円/kWh

※対象設備の導入に係る経費については、要件を満たした場合、県融資制度等の活用も可能（補助金分除く）



# 防犯対策強化事業（新規）

【R4.9月補正予算額 16百万円】

県民生活環境部生活文化課  
安全なまちづくり推進室 (029-301-2842)

全国ワースト順位の「住宅侵入窃盗」「自動車盗」の発生を抑制するため、運送事業者等との連携により監視強化キャンペーンを実施し、地域における防犯力を強化します。

## 運送事業者等との連携による監視強化（16百万円）

- ◇ 運送事業者の社用車（4tトラック等）の走行時に住宅侵入窃盗や自動車盗への警戒強化をPRするマグネットシートを貼り付け
- ◇ ドライバーには不審者発見時の警察への通報等の協力を呼び掛け、全県規模で監視体制を強化

【期 間】 「全国地域安全運動」（10/11～10/20）の時期から  
 【台数想定】 16,000台程度  
 【仕 様】 マグネットシート（17cm×50cm）を各車両に貼付



マグネットシート（イメージ）

## 観光施設民間活力導入検討事業（新規）

【R4.9月補正予算額 22百万円】

営業戦略部営業企画課総務G（029-301-3612）

アフターコロナを見据え、県内観光地へのさらなる誘客を促進するため、県有観光施設の魅力向上に向けたマーケットサウンディング調査※を実施します。

### 【目的】

県有観光施設の魅力を高め、より多くの方に利用していただくため、専門的な知見を持つ民間事業者のアイデアを活かした活性化方策を検討

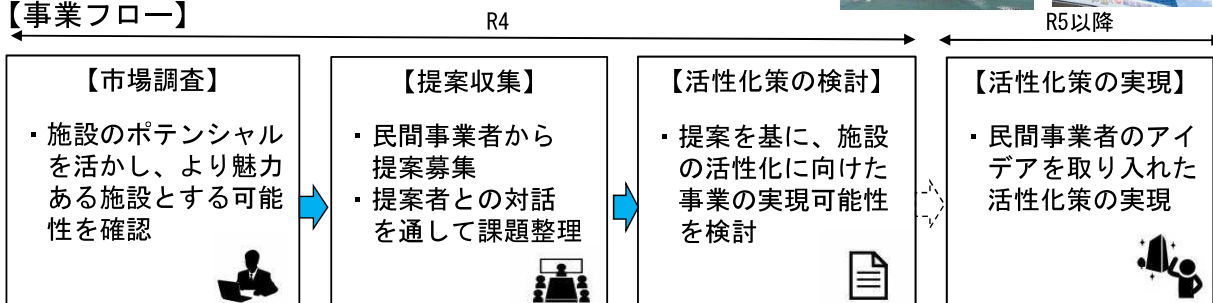
### 【対象施設（2箇所）】

伊師浜国民休養地（鵜の岬を含む）、大洗マリンタワー

<伊師浜国民休養地(鵜の岬)><大洗マリンタワー>



### 【事業フロー】



※マーケットサウンディング調査：施設等の有効活用方策を検討するにあたり、民間事業者から広く意見や提案を求めるもの。

## いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業

【R4.9月補正予算額 10百万円】

産業戦略部産業政策課産業企画G（029-301-3523）

eスポーツの裾野拡大を図るため、関係団体と連携して、特色ある高校生対象のeスポーツ大会の開催や、ゲームソフトを活用したプログラミング学習の出前講座などを実施します。

### 【事業内容】

#### ① 高校生対象のeスポーツ大会の開催

- 茨城県をデザインしたゲームステージを県内高校生から公募
- 公募したゲームステージを活用し、県内高校と全国強豪校との大会を開催



#### ② eスポーツを通じたプログラミング学習等の推進

- 県内高校生に対し、世界規模のコンテスト※への参加を視野にプログラミング学習等の出前講座を実施



※世界規模のコンテスト：北米教育eスポーツ連盟（NASEF）と米国国務省が中心となって実施する、ゲームソフトを使った課題解決（理想の農地を創る等）コンテスト



1 公共事業	6,285百万円
(1) 国補公共事業	5,354百万円
○地方道路整備事業（道路改良）	1,490百万円
圏央道IC・港湾・工業団地へのアクセス道路の整備等	
・事業箇所：国道354号境岩井バイパスなど38箇所	
○地方道路整備事業	777百万円
緊急的に対応が必要な橋梁修繕や耐震補強等	
・事業箇所：国道408号長豊橋（河内町）など31箇所	
○津波・高潮対策事業	1,596百万円
高潮対策に必要な防潮堤の整備等	
・事業箇所：常陸那珂港海岸など3箇所	
○その他（河川・港湾・公園・下水道・住宅事業）	1,491百万円
(2) 県単公共事業	931百万円
○資材高騰対策	670百万円
建設資材の価格上昇に伴い、縮減された事業量を確保するための必要経費	
○緊急的に対応が必要な道路や河川の修繕	261百万円
・事業箇所：深芝浜波崎線、宮戸川など4箇所	

## 6 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	398,113	—	398,113
地方消費税清算金	130,320	—	130,320
地方譲与税	53,162	—	53,162
地方特例交付金	2,100	—	2,100
地方交付税	196,732	—	196,732
交通安全対策特別交付金	754	—	754
分担金及び負担金	8,320	△205	8,115
使用料及び手数料	16,181	—	16,181
国庫支出金	217,096	6,853	223,949
財産収入	2,338	—	2,338
寄附金	104	10	114
繰入金	23,160	—	23,160
繰越金	5,000	1,576	6,576
諸収入	145,169	122	145,291
県債	94,859	3,419	98,278
計	1,293,408	11,775	1,305,183

## 7 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,704	—	1,704
総務費	38,302	153	38,455
企画開発費	11,059	50	11,109
生活環境費	16,142	898	17,040
保健福祉費	301,866	2,827	304,693
労働費	2,646	—	2,646
農林水産業費	42,303	766	43,069
商工費	151,157	173	151,330
土木費	95,192	6,363	101,555
警察費	62,316	—	62,316
教育費	262,450	527	262,977
災害復旧費	813	18	831
公債費	146,026	—	146,026
諸支出金	159,432	—	159,432
予備費	2,000	—	2,000
計	1,293,408	11,775	1,305,183

## 8 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
競 輪 事 業	16,133	—	16,133
公 債 管 理	174,578	—	174,578
市 町 村 振 興 資 金	860	—	860
鹿島臨海工業地帯造成事業	2,199	—	2,199
県立医療大学付属病院	3,196	34	3,230
国 民 健 康 保 険	236,694	—	236,694
母子・父子・寡婦福祉資金	227	—	227
中 小 企 業 事 業 資 金	2,298	—	2,298
農 業 改 良 資 金	69	—	69
林業・木材産業改善資金	91	—	91
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	—	72
港 湾 事 業	8,719	—	8,719
都市計画事業土地区画整理事業	18,945	—	18,945
計	464,081	34	464,115

## 9 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
病 院 事 業	29,999	—	29,999
水 道 事 業	33,264	—	33,264
工 業 用 水 道 事 業	18,810	—	18,810
地 域 振 興 事 業	14,496	—	14,496
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,590	—	5,590
流 域 下 水 道 事 業	23,283	—	23,283
計	125,442	—	125,442



### Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道125号、阿見町島津地内外7箇所の 地方道路整備に係る工事請負契約を締結す る。	令和5年度	1,100,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道461号、大子町小生瀬地内外55箇所 の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	938,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和5年度	828,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和5年度	90,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	90,000千円
トンネル修繕 工事請負契約	定期点検に基づくトンネルの修繕に係る工 事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般県道大甕停車場線、日立市大みか町地 内の電線共同溝整備に係る工事請負契約を締 結する。	令和5年度	60,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和5年度	113,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市明石地先の養浜に係る工 事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円
県単急傾斜地 崩壊対策事業 工事請負契約	梶山-2地区、銚田市梶山地先の急傾斜地崩 壊対策に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和5年度	120,000千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
県 営 住 宅 解 体 工 事 請 負 契 約	都和アパートの解体に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	80,000千円

[特別会計]  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機 能 施 設 整 備 工 事 請 負 契 約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	300,000千円

## IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(人事課、企業局、病院局、教育庁総務課)</p> <p><b>地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</b></p> <p>地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定年引上げに伴う制度等に関する規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の定年を60歳から65歳まで令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを規定</li> <li>・ 管理監督職の上限年齢を原則60歳とし、60歳以後に管理監督職以外の職へ降任する制度を規定</li> <li>・ 現行の再任用制度を廃止し、60歳に達した日以後定年前に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる制度を規定</li> <li>・ 60歳以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する情報提供並びに意思確認制度を規定</li> </ul> </li> <li>2 定年引上げに伴う給与等に関する規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定することを規定</li> <li>・ 当分の間、60歳に達した日以後に定年前退職した職員の退職手当の算定について、定年を理由に退職した職員と同様とすることを規定</li> <li>・ 定年前再任用短時間勤務職員の給料及び各種手当を規定</li> </ul> </li> <li>3 その他所要の改正</li> </ol> <p>(参考)</p> <p>改正条例 (18条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の勤務時間に関する条例</li> <li>・ 職員の分限に関する条例</li> <li>・ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</li> <li>・ 職員の給与に関する条例</li> <li>・ 職員の休日及び休暇に関する条例</li> <li>・ 職員の特殊勤務手当に関する条例</li> <li>・ 職員の退職手当に関する条例</li> <li>・ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・ 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例</li> <li>・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</li> <li>・ 職員の定年等に関する条例</li> <li>・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</li> <li>・ 職員の育児休業等に関する条例</li> <li>・ 企業職員の育児休業等に関する条例</li> <li>・ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</li> <li>・ 茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>・ 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・ 病院事業職員の育児休業等に関する条例</li> </ul> <p>廃止条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の再任用に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">(施行日 令和5年4月1日外)</p>

議 案	内 容												
<p>(財政課、住宅課)</p> <p><b>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</b></p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により長期優良住宅維持保全計画認定制度が創設されたことに伴う所要の改正</p> <p>(申請手数料の例) 1戸建ての住宅の場合 建築行為なし 68,000円/件 (増改築と同額)</p> <p>(施行日 公布の日)</p>												
<p>(財政課、建築指導課)</p> <p><b>茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</b></p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動 「第85条第5項及び第6項」 →「第85条第6項及び第7項」等</p> <p>(施行日 公布の日)</p>												
<p>(市町村課)</p> <p><b>土浦市とかすみがうら市との境界変更について</b></p> <p>土地区画整理事業施行の結果、土浦市とかすみがうら市との境界を変更しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>土地区画整理事業（土浦・阿見都市計画事業神立駅西口地区）の施行の結果、境界を一部変更するもの</p> <p>(1)境界変更の内容 土浦市からかすみがうら市に編入する面積 704.00㎡ かすみがうら市から土浦市に編入する面積 704.00㎡</p> <p>(2)境界変更の期日 令和5年1月1日（予定）</p>												
<p>(林業課、水産振興課)</p> <p><b>県が行う建設事業に対する市の負担額について</b></p> <p>令和4年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市の負担について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="641 1485 1348 1646"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>30,000</td> <td>常陸太田市</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>169,194</td> <td>神栖市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>199,194</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	林道事業	30,000	常陸太田市	漁港事業	169,194	神栖市外3市	計	199,194	
事業名	負担額	備考											
林道事業	30,000	常陸太田市											
漁港事業	169,194	神栖市外3市											
計	199,194												

議 案	内 容															
<p>(農地整備課)</p> <p><b>県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</b></p> <p>令和4年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担について、土地改良法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条及び土地改良法第91条の規定に基づく市町村の負担額</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 432 1350 512"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>800,548</td> <td>水戸市外 38 市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	県 営	800,548	水戸市外 38 市町村									
事業名	負担額	備考														
県 営	800,548	水戸市外 38 市町村														
<p>(監理課)</p> <p><b>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</b></p> <p>令和4年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 808 1350 1005"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>63,050</td> <td>日立市外 15 市町</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>101,250</td> <td>ひたちなか市外 1 村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>608,147</td> <td>水戸市外 29 市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>772,447</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	河川事業	63,050	日立市外 15 市町	港湾事業	101,250	ひたちなか市外 1 村	下水道事業	608,147	水戸市外 29 市町村	計	772,447	
事業名	負担額	備考														
河川事業	63,050	日立市外 15 市町														
港湾事業	101,250	ひたちなか市外 1 村														
下水道事業	608,147	水戸市外 29 市町村														
計	772,447															
<p>(道路建設課)</p> <p><b>工事請負契約の変更について</b></p> <p>一般国道118号(仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その1)について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1)変更額等</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="643 1229 1350 1350"> <tbody> <tr> <td>既請負額</td> <td>1,055,890,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>53,900,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>1,109,790,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)変更理由</p> <p>上部工架設において、隣接する河川護岸工事との施工ヤード調整により、重機の変更が生じたため、増額変更しようとするもの。</p> <p>(参考)</p> <p>工事の概要</p> <p>(1)工事名 一般国道118号 (仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その1)</p> <p>(2)工事箇所 久慈郡大子町北田気地内</p> <p>(3)工事内容 鋼橋製作工・架設工(L=135.7m)</p> <p>(4)工期 令和元年12月～令和4年11月</p> <p>(5)請負契約額 1,055,890,000円</p> <p>(6)契約の相手方</p> <p>茨城県取手市下高井1020番地 日本ファブテック株式会社 橋梁事業本部 本部長 福島 剛</p>	既請負額	1,055,890,000	今回変更額	53,900,000	変更後総額	1,109,790,000									
既請負額	1,055,890,000															
今回変更額	53,900,000															
変更後総額	1,109,790,000															

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) <b>工事請負契約の変更について</b></p> <p>一般国道 118 号 (仮称) 北田気大橋橋梁上部工事 (その 2) について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="643 394 1348 512"> <tr> <td>既請負額</td> <td>1,054,680,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>45,320,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>1,100,000,000</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 桁架設の際の国道の通行止めに関する協議により、架設作業を夜間に変更する必要が生じたため、増額変更しようとするもの。</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 一般国道118号 (仮称) 北田気大橋橋梁上部工事 (その 2)</p> <p>(2) 工事箇所 久慈郡大子町北田気地内</p> <p>(3) 工事内容 鋼橋製作工・架設工 (L=124.8 m)</p> <p>(4) 工期 令和元年12月～令和 4 年11月</p> <p>(5) 請負契約額 1,054,680,000円</p> <p>(6) 契約の相手方 茨城県神栖市砂山16番地 5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役 齊藤 功</p>	既請負額	1,054,680,000	今回変更額	45,320,000	変更後総額	1,100,000,000
既請負額	1,054,680,000						
今回変更額	45,320,000						
変更後総額	1,100,000,000						
<p>(特別支援教育課) <b>和解について</b></p> <p>県立水戸特別支援学校事故に係る損害賠償請求事件 (水戸地方裁判所平成 30 年 (ワ) 第 166 号損害賠償請求事件) について、和解をしようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>生徒が、体育館への移動途中に、人工呼吸器の管が外れ、教諭らの初動対応に不適切な面があったことから、後遺障害を負ったとして、県に対して損害賠償の支払を求め、訴えを提起した相手方と、裁判所の和解案を踏まえ和解しようとするもの</p> <p>(1) 和解の相手方 後遺障害を負った生徒の両親</p> <p>(2) 和解金額 50,000,000 円 (介護費 2,019 万円、慰謝料 2,238 万円外。うち 4,800 万円は東京海上日動火災保険株式会社から支払われる。)</p> <p>(3) 主な和解の内容 県は、和解金を相手方に支払い、相手方は、その余の請求を放棄する。</p>						
<p>(住宅課) <b>権利の放棄について</b></p> <p>時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 県営住宅の使用料等に係る債権 計 16 件</p> <p>(2) 放棄する金額 13,918,008 円</p> <p>(3) 債 務 者 鹿嶋市旭ヶ丘 1 丁目 6 番地 3 (ファミリーユ澤田 103) 太田 正輝 外 15 名</p> <p>(4) 放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があるため、権利を放棄するもの。</p>						

## V 報告事項

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
(農業政策課) <b>和解について</b> <b>(令和4年6月23日専決処分)</b>  交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 令和元年7月30日(火) 午後2時40分頃 (2) 事故発生場所 東茨城郡茨城町大字上石崎2860番地2地先 県道上 (3) 事故概要 小型貨物自動車が出張途中、工作物に衝突した事故(県央農林事務所所属) (4) 損害賠償額 2,037,228円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)
(林政課) <b>和解について</b> <b>(令和4年7月20日専決処分)</b>  交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 令和3年10月4日(月) 午後4時45分頃 (2) 事故発生場所 笠間市東平1丁目21番18号地先県道上 (3) 事故概要 小型貨物自動車が出張途中、相手方の小型乗用自動車に衝突した事故(林政課所属) (4) 損害賠償額 940,685円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)
(警務部監察室) <b>和解について</b> <b>(令和4年7月20日専決処分)</b>  交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 令和3年12月24日(金) 午後4時20分頃 (2) 事故発生場所 高萩市大字高戸429番地の4地先市道上 (3) 事故概要 普通特種自動車を運転して出張途中、相手方の軽乗用自動車と衝突した事故(高萩警察署所属) (4) 損害賠償額 603,424円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)
(警務部監察室) <b>和解について</b> <b>(令和4年7月20日専決処分)</b>  交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 令和3年12月1日(水) 午前9時30分頃 (2) 事故発生場所 つくば市東新井20番地1地先県道上 (3) 事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、相手方の軽貨物自動車と衝突し、その衝撃で茨城県公安委員会が管理する歩行者用信号機と衝突した事故(牛久警察署所属) (4) 損害賠償請求額 1,356,222円

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について  (令和4年7月26日専決処分)</b></p> <p>県道上で発生した自転車破損・負傷事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 土浦市上坂田610番地地先県道上</p> <p>(3) 事故概要  自転車で県道を走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車を破損するとともに、運転者が負傷した事故</p> <p>(4) 損害賠償額 886,620円  (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について  (令和4年7月26日専決処分)</b></p> <p>県道上で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 土浦市上坂田610番地地先県道上</p> <p>(3) 事故概要  自転車で県道を走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した事故</p> <p>(4) 損害賠償額 1,508,416円  (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について  (令和4年7月26日専決処分)</b></p> <p>県道上で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 土浦市上坂田610番地地先県道上</p> <p>(3) 事故概要  自転車で県道を走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した事故</p> <p>(4) 損害賠償額 2,710,868円  (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について  (令和4年7月26日専決処分)</b></p> <p>県道上で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 土浦市上坂田610番地地先県道上</p> <p>(3) 事故概要  自転車で県道を走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した事故</p> <p>(4) 損害賠償額 1,665,770円  (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>



事 項（専決処分年月日）	内 容																																								
<p>(警務部監察室)  <b>和解について</b>  <b>(令和4年7月26日専決処分)</b></p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年11月13日(土) 午後4時12分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 牛久市岡見町2733番地139地先市道上</p> <p>(3) 事故概要 小型特種自動車を運転して出張途中、相手方の小型自動二輪車と衝突した事故(牛久警察署所属)</p> <p>(4) 損害賠償額 1,370,665円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>																																								
<p>(財政課)  <b>令和4年度茨城県一般会計補正予算(第3号)</b>  <b>(令和4年7月27日専決処分)</b></p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>【歳入】</b></td> <td>専決額</td> <td>現計</td> <td></td> <td>専決後</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>960</td> <td>( 216,136</td> <td></td> <td>217,096)</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>960</td> <td>(1,292,448</td> <td></td> <td>1,293,408)</td> </tr> <tr> <td><b>【歳出】</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工費</td> <td>960</td> <td>( 150,197</td> <td></td> <td>151,157)</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td>960</td> <td>(1,292,448</td> <td></td> <td>1,293,408)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(参考) 専決後予算規模：1,293,408百万円</td> </tr> </tbody> </table>					(百万円)	<b>【歳入】</b>	専決額	現計		専決後	国庫支出金	960	( 216,136		217,096)	歳入合計	960	(1,292,448		1,293,408)	<b>【歳出】</b>					商工費	960	( 150,197		151,157)	歳出合計	960	(1,292,448		1,293,408)	(参考) 専決後予算規模：1,293,408百万円				
				(百万円)																																					
<b>【歳入】</b>	専決額	現計		専決後																																					
国庫支出金	960	( 216,136		217,096)																																					
歳入合計	960	(1,292,448		1,293,408)																																					
<b>【歳出】</b>																																									
商工費	960	( 150,197		151,157)																																					
歳出合計	960	(1,292,448		1,293,408)																																					
(参考) 専決後予算規模：1,293,408百万円																																									
<p>(福祉政策課)  <b>訴えの提起について</b>  <b>(令和4年7月27日専決処分)</b></p> <p>生活保護費用返還金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1) 内容 急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対して支弁した保護費の返還を求めるもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 生活保護費用返還義務者1名</p>																																								
<p>(福祉政策課)  <b>訴えの提起について</b>  <b>(令和4年7月27日専決処分)</b></p> <p>生活保護費用返還金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1) 内容 急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対して支弁した保護費の返還を求めるもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 生活保護費用返還義務者1名</p>																																								
<p>(福祉政策課)  <b>訴えの提起について</b>  <b>(令和4年7月27日専決処分)</b></p> <p>生活保護費用返還金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1) 内容 急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対して支弁した保護費の返還を求めるもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 生活保護費用返還義務者1名</p>																																								

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(福祉政策課)  <b>訴えの提起について</b>  <b>(令和4年8月5日専決処分)</b></p> <p>生活保護費用返還金の支払を求めるため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1)内容  急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対して支弁した保護費の返還を求めるもの</p> <p>(2)提訴の相手方 生活保護費用返還義務者1名</p>